

令和6年度 第3回 新潟市水道事業経営審議会 会議録

●日時：令和7年3月26日（水） 午後2時00分～午後3時00分

●会場：新潟市水道局 水道研修センター

●委員の出席状況：

（出席委員） 内山委員、小倉委員、唐橋委員、斎藤委員、佐伯委員、澤栗委員、廣井委員、宮田委員、山下委員、山田委員

●傍聴者：2名

(事務局)	<p>本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、令和6年度 第3回新潟市水道事業経営審議会を開会いたします。</p> <p>当審議会の会議は、審議会条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しなければ開催することができないとされています。本日は、皆様にご出席いただき、有効に開催できることをご報告いたします。</p> <p>会議中は円滑にご審議いただくため、前回と同様マイクのご使用をお願いいたします。係員がマイクをお持ちしますので、ご発言の際は手を挙げていただきますようお願いいたします。</p> <p>また、この会議は公開会議としています。会議の議事録は、委員のお名前を含め公開する予定となっています。そのため、会議中は録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。お手元の「令和6年度 第3回新潟市水道事業経営審議会 配布資料一覧」をご覧ください。一覧の下に、本日の「次第」、次に「座席表」、その次に「地方公営企業法施行令」、その次が資料1「令和7年度新潟市水道事業会計予算」、その次が「新潟市水道事業経営計画～マスタープラン 2034～」、その次が「新潟市水道事業経営計画～マスタープラン 2034～前期実施計画」、最後に「水道施設整備計画（投資計画）の概要」、以上をお配りしております。資料の不足等はございますでしょうか。</p> <p>お揃いですので、これより議事に入ります。審議会条令第5条第1項の規定により、会長に議長を務めていただくこととなっておりますので、佐伯会長に議長をお願いすることといたします。佐伯会長、よろしくお願いいたします。</p>
(佐伯会長)	<p>これより議事に入ります。議題1「令和7年度水道事業会計当初予算について」、水道局から説明をお願いします。</p>
(経営管理課長)	<p>議題1「令和7年度新潟市水道事業会計予算」について説明をさせていただきます。お手元の資料を今一度確認させていただきます。地方公営企業法施行令と書かれた1枚ものの紙と、その次の「資料1 令和7年度新潟市水道事業会計予算」と書</p>

かれたホチキス止めの資料、この2部を使って説明させていただきます。

最初に、来年度予算の説明をします。水道局は役所でございます。地方公営企業法という法律に則って業務を執行しております。予算もこの1枚ものの紙、地方公営企業法施行令第17条に、予算はこういうふうに定めなさいと書かれたものがございます。お手元にあります資料1も、一部新潟市水道事業に用がない資料もありますけれども、基本、この順に沿って資料が作られております。今日、説明差し上げる資料も、令和7年2月、新潟市議会の定例会で説明した資料が基本的にこれなのですけれども、その内容に沿って説明するというようになっております。

中身に入らせていただきます。資料1の、ページの色が少し薄くて恐縮ですが、1ページ目をご覧ください。

はじめに業務の予定量です。給水人口は減少傾向が続いていますが、給水戸数はこれまでの動向から、単身世帯の増加などの要因により、若干ですが増加するものと見込んでいます。一方で、年間の配水量や給水量は、人口や水需要の減少により減少するものと見込んでいます。有収率は94.6パーセントと見込んでおります。

次に予算規模ですが、「総事業費」は304億4,657万円余であり、前年度と比較しまして8億1,806万円余、率にすると2.8パーセントの増となっております。増加の要因ですが、有明大橋添架送水管、有明大橋、西区のほうにわたる橋ですけれども、そこにかかっている送水管、水道管ですね、これの早期対応が必要な修繕が増加していることですか、あるいは昨今の労務単価の上昇に伴う委託料の増加といったものが背景で増加となっております。

続きまして、ページをはぐっていただいて、2ページ目をご覧ください。資料の上の方になります。収益的収入および支出の概要です。

事業収益・事業費ともに、令和6年度当初予算と比べて増加しております。収入・支出の差し引きは23億8,164万円余となり、消費税の影響分を差し引いた純損益はプラス17億2,343万円余で、水道料金の改定により、前年度の4,791万円余の純損失から大きく改善しております。主な増減理由としまして、営業収益は料金改定による給水収益の増加。特別利益は、令和6年度は能登半島地震の災害復旧に対する国からの補助金を見込んでいたものが、令和7年度予算では皆減したことによる減。営業費用は、有明大橋添架送水管など、早期対応が必要となる修繕による増加。営業外費用は、給水収益等の増加による納付消費税の増加。特別損失は、令和6年度は阿賀野川浄水場保管庫汚泥の処分経費を見込んでいたものが、令和7年度予算で皆減したことによる減となります。

続きまして下のほうです。3ページをご覧ください。

資本的収入および支出です。収入・支出ともに令和6年度当初予算と比べて減少しています。その理由としましては、ページ下段に記載がありますが、「主な増減理由」のとおり、令和7年度からの4か年継続事業である「巻浄水場施設整備事業」及び「竹尾配水場施設整備事業」の年割額が、初年度のため少額となったことにより、建設改良費とその財源である企業債・出資金が減少したものです。収入・支出

の差引額は69億4,638万円余の不足となり、この収支不足額は、表の下に記載の①から③により補填をさせていただきます。

次の4ページ、5ページには、今ほど説明しました収益的収入及び収益的支出の明細を記載しております。また、6ページ、7ページには資本的収入及び資本的支出の明細を記載しております。こちらについては後ほどご確認くださいと思います。

続いて8ページをご覧ください。純損益・資金残高の推移です。

予算の執行段階においては、例年、不用残や繰越が生じていることから、これらを加味した予測値を示しています。令和7年度の純損益は、先ほど2ページにおいては17億2,343万円余の純利益と説明しましたが、おおよそ見込まれる不用残ですとか繰越の予測値を考慮すると、20億7,800万円の純利益、資金残高は48億1,000万円を予定しています。

続いて、9ページをご覧ください。主要事業の概要です。

令和7年度から新たな経営計画がスタートしますが、計画に掲げました基本理念である「すべてのお客さまに信頼される水道」の実現に向け、「安全」「強靱」「持続」「健全」の4つの目指す方向性に沿って整理した内容を説明いたします。

次のページ、10ページをご覧ください。まず、青色で書かれています「安全」の「水質管理体制の充実」では、1億2,349万円余により、検査機器の適切な管理と計画的な更新・整備を行い、検査結果の精度と信頼性の確保に取り組んでまいります。

続いて、11ページをご覧ください。

「強靱」のうち、「浄配水施設の計画的更新・耐震化」では、2億256万円余により、施設整備を進めます。

巻浄水場施設整備事業は、令和7年度から10年度までの4か年の継続事業として、総額37億9,720万円余の工事を予定しているものであり、令和10年度末までに監視制御設備・受変電設備の更新工事などを施工するほか、配水場に緊急遮断弁及び発電機を設置し、災害対策を強化します。令和7年度は、送水流量計室築造工事及び自家発電設備更新工事に着手いたします。その下、竹尾配水場施設整備事業は、令和7年度から令和10年度までの4か年継続事業として、総額49億6,980万円余の工事を予定しているものであり、令和10年度末までに配水ポンプ設備更新工事や自家発電設備更新工事などを施工します。令和7年度は、構内水管の耐震化工事に着手をいたします。

続いて12ページをご覧ください。

「強靱」のうち、「管路施設の計画的更新・耐震化」では、52億2,852万円余により、老朽化した基幹管路及び配水支管の更新と耐震化を進めます。

このうち、配水支管更新事業については、特に中心市街地に多く残存する老朽铸铁管の更新を重点的に行うとともに、重要施設向け配水管の耐震化では、「南区役所」と「新潟大学医歯学総合病院」の2か所について、配水支管を耐震管に布設替えし

ます。また、「安定取水の確保」では、1億円余により、夏場の河川流量減少期に、海水が河川を遡上することによる取水リスクへの対応として、阿賀用水路から円滑に取水できるよう整備を進めてまいります。

13ページをご覧ください。「持続」についてです。

一つ目、「効果的で分かりやすい広報の実施」では、3,578万円余により、水道局広報戦略に基づいた効果的な広報を行います。次の、「お客さまの意見・要望の把握」では、261万円余により水道モニター制度の運用を、次の「人材の確保と育成、専門性の強化」では、730万円余により各種研修を効果的に実施していきます。次の「浄水発生土有効利用の促進」では、1億3,415万円余により、浄水過程において発生する1キログラム当たり200ベクレル以下の浄水汚泥の処分を継続いたします。

14ページをご覧ください。最後に黄色「健全」です。

「デジタル技術の導入による効果的かつ効率的な事業運営の実現」では、お客さまの水道使用水量を自動的に把握する「スマートメーターの導入」に向け、これまで2か年で実験を行ってきた通信ネットワークの比較検証を行うとともに、付加サービスの実験を行い、有効性を検証します。

15ページをご覧ください。続いて「継続費」です。

継続費とは、長期的な事業を実施する際に、複数年にわたり計上される予算となります。

阿賀野川取水塔水管橋補修事業では、令和7年度から令和10年度までの4か年で総額17億3,052万円の工事を予定しているものであり、老朽化した水管橋の補修を行うとともに、PCB含有塗料の剥ぎ取りと再塗装を行うものです。下の「巻浄水場施設整備事業」、「竹尾配水場施設整備事業」については、先ほど説明しましたので割愛させていただきます。

続きまして16ページをご覧ください。「債務負担行為」です。

こちらについては、翌年度以降に金銭的な負担をする場合の内容ということで、限度額を定めているものです。

1行目の「水道管路施設情報GISシステム更新業務」は、令和7年度から令和10年度までの複数年契約となる業務です。次の「料金システム機器更新業務」以降、一番下の「水道週間行事企画・運營業務」までは、令和7年度から令和8年度にかけて業務もしくは工事を行い、予算執行が令和8年度となるものです。それぞれ、記載の「期間」「限度額」により債務負担行為の設定をさせていただくものです。その下、「企業債」です。こちらについては、記載の2事業の借入金について、表右側に、限度額を掲げるほか、起債の方法、利率、償還の方法を定めています。

続いて18ページをご覧ください。

ここに書いています数字は、予算様式の条項を書いてあります。第8条として一時借入金の限度額、第9条として流用可能とする経費、第10条として「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」、第11条として水道メーター及び修繕用の管材料などの棚卸資産購入費について、その限度額を定めるものです。

	<p>次の 19 ページ、20 ページには、「参考 1」として、管路更新・整備を予定している工事概要を、行政区別に件数・延長・工事場所などを記載しています。また、21 ページ、22 ページには、「参考 2」として、人件費および企業債償還金と支払利息の合計値となる公債費に関する資料を記載しております。こちらも後ほどご確認いただければと思います。</p> <p>以上が令和 7 年度予算の概要となります。よろしくお願いいたします。</p>
(佐伯会長)	<p>ありがとうございました。ただ今の説明に対して、ご質問ありますでしょうか。</p> <p>私からお願いします。少し細かな質問ですが、15 ページのところ、取水塔の補修みたいな話、PCBの話が出てきたのですけれども、ほかの、とある市か何かでもこういう会議に出て、橋梁の会議ですけれども、やはり塗り直してPCBがあって、普通の費用に比べると相当高いような費用が見込まれているということで、水道局さんも、たくさんPCBの塗料を使われているのですか。これからどうなのですか。</p>
(経営管理課長)	<p>PCBについては、ご承知かもしれませんが、令和 8 年度末までに処分を完了させなければならないということで、水道局の場合は、主に鋼管とか管路の、塗料の部分に一部 PCB を含んでいるものがあります。そういったものについて、まだ少なからず残っている部分がありますので、代表的にここに阿賀野川の取水塔の部分を書かせていただいています。何か所か PCB の入っているといったところの修繕を、令和 8 年度末までの間で予定しています。</p>
(佐伯会長)	<p>そんなに多くもないし、令和 8 年度までに問題なく処理できるという理解でよろしいですか。</p>
(経営管理課長)	<p>はい。後ほどマスタープランのところでも説明しますが、やはりそういう部分もあって、修繕費が令和 7 年度、8 年度、大きくなっております。</p>
(佐伯会長)	<p>分かりました。ありがとうございます。ほかにいかがですか。</p>
(唐橋委員)	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>14 ページにある健全のところ、スマートメーターの導入、以前もお話をお聞きしたのですけれども、今回、予算がこれだけあるのですが、実際、スマートメーターを導入すると、何か、人の手がかからなくなるということだと思のですが、コストと効果といいますか、B/C とよく言われますけれど、それについてはどのように見ておられますか。</p>

<p>(営業課長)</p>	<p>営業課長の八代と申します。</p> <p>費用対効果という部分につきましては、例えば設置に要する費用、スマートメーターを拡大することによって削減される費用、その比較というのがまだできていないというのが正直なところです。</p> <p>前回のこの場でも述べたかもしれませんが、今、スマートメーター自体が非常に、普通の機械式メーターに比べて高いという現状がございます。それを設置することによって、逆に削減できる、例えば検針に要する費用ですとか、ひいては検針表とか納付書とかの紙の節減、そういったことにもつながる可能性がございます。そういった導入費用と削減できる費用との比較は、繰り返しになりますけれども、今現在できていないというのが現状でございます。</p>
<p>(佐伯会長)</p>	<p>よろしいですか。ほかに何かあるでしょうか。</p>
<p>(宮田委員)</p>	<p>細かいことなのですが、資料の4ページの中で、営業外収益で、加入金は分かるのですが、負担金交付金というのは、これは中身は何になるのでしょうか。</p>
<p>(経営管理課長)</p>	<p>負担金交付金ですが、一般会計のほうから児童手当を頂戴しているのですが、主にその金額となります。2,000万円ほどですが。</p>
<p>(宮田委員)</p>	<p>分かりました。ありがとうございました。</p>
<p>(佐伯会長)</p>	<p>ほかにいかがですか。よろしいですか。</p> <p>そうしましたら、まだ次の議事もありますので、予算については、料金改定で収益が増えたということで一息つかれていると思いますが、以前見せていただいた資料でいうと、またこれが減っていくということで、なかなか抜本的な問題解決は難しいのかなとは思いますが、長期的には強靱化とか息の長い事業もありますので、引き続き、ご検討いただければと思います。</p> <p>次に、新潟市水道事業経営計画について、水道局から説明をお願いします。</p>
<p>(経営管理課長)</p>	<p>続きまして、私のほうから水道事業経営計画について説明させていただきます。</p> <p>本日は、前回の審議会においてご確認いただきました次期計画が完成したということで、その報告をさせていただきます。お手元に完成版の本編と、令和11年度までの前期5か年の実施計画、こちらを配布させていただきました。</p> <p>今日は、完成版の本編について若干の説明をさせていただきます。前回説明した部分と重なる部分もありますが、ご容赦願えればと思います。</p> <p>本編の5ページをご覧ください。第1章「計画の策定趣旨と位置づけ」と書かれております。1の策定趣旨ですが、こちらについては、現計画期間の終了に伴って</p>

引き続き戦略的な事業展開の継続を図るものとして、策定させていただきました。

続いて次のページ、6ページをご覧ください。

2の位置づけです。この計画は、本市水道事業の今後10か年における事業運営方針を表すものでございます。今後40年の施設整備計画をまとめた「新潟市水道施設整備長期構想2020」や、アセットマネジメントの考え方を踏襲するとともに「新潟市総合計画2030」の内容に整合し、併せて所管官庁等から要請があります、各種計画を包含する内容として策定したものでございます。

ページが若干飛びます。11ページをご覧ください。11ページには3の計画期間が掲載されています。令和7年4月から令和17年3月までの10か年の計画としております。なお、具体的な取り組みを定める実施計画については、前期5年、後期5年として、2期に分けて計画を推進していくこととしています。今日お付けしているのは、前期5年の資料をお付けしております。

続きましてページ飛びます。23ページをご覧ください。23ページは第3章の「基本理念と目指す方向性・目標」です。

基本理念ですが「すべてのお客さまに信頼される水道」、こちらについては前の計画の理念を継承したものでございます。

2の目指す方向性としまして、前の計画から継続する「安全」「強靱」「持続」の方向性に加えまして、より一層の経営基盤の強化を促進する観点から、新たな方向性として「健全」を設定しております。この4つの目指す方向性の下、目標を定め、個別具体的な施策、取り組みを進めてまいります。

25ページをご覧ください。

第3章の「基本理念と目指す方向性・目標」の内、3の目標設定です。本計画の進捗を測るために、3層構造の成果指標（総合指標、重点指標、評価指標）を設定するものです。本計画全体の進捗を測る指標として「総合指標」、目指す方向性の実現に向けて重視される指標として「重点指標」、事業取り組みの進捗を測る指標として「評価指標」を定めています。

26ページです。（1）総合指標です。

こちらについては、「本計画全体の進捗を測る指標」として設定するもので「すべてのお客さまに信頼される水道」の実現に向けた、計画全体の進捗を測るための最上位指標として、「水道事業全般に対する満足度」を設定しました。令和5年度は実績値です。令和11年度、令和16年度と、それぞれ各前期、後期の目標で達成すべき数値として、ご覧のとおり記載があります。

続きまして28ページをご覧ください。（2）重点指標です。

こちらについては、総合指標の目標達成を図るため、「安全」「強靱」「持続」「健全」ごとに指標を設定しております。それぞれ代表的な指標として、記載の6項目に絞り設定することとしました。令和5年度は実績値、令和11年度、16年度、それぞれの目標の到達すべき目標は以下のとおりとなっております。

次のページをご覧ください。第4章、「目標達成に向けた取り組み」です。

この計画では4つの方向性別に8つの「施策」と29の具体的な「事業・取り組み」を定めています。次ページ以降に施策別に事業・取り組みが掲載されています。本日、時間の都合上割愛させていただきますが、このうち浄配水施設および管路施設の整備内容について、後ほど、改めて説明させていただきます。

72 ページまで飛びます。第5章の「投資計画と財政計画」です。

アセットマネジメントの考え方を踏まえ、本計画期間の投資規模として、総額1,037億円を想定しております。主な投資内容は、浄配水施設の設備更新と土木構造物の耐震化並びに管路の更新（＝耐震化）です。

グラフに、計画期間内における建設改良費への投資額を記載しています。浄水場や配水場などの水を作るための施設の整備費、棒グラフでは青色のグラフになります。道路下に埋設している水道管路の施設整備費、棒グラフでは黄色のグラフとなります。その他の施設整備費、棒グラフでは灰色のグラフ、以上の整備を各年度行っていくということになります。

73 ページをご覧ください。財政計画です。

先ほどの更新規模を算出するにあたって財政計画を定めていますが、給水収益、いわゆる料金収入ですが、こちらについては給水人口の減少ですとか節水器具の普及に伴う水需要の減少を考慮して算出しております。また、維持管理費については、労務単価、電力料金などの上昇に対応するため、0.8パーセントの物価上昇を見込んでいます。企業債については、建設改良費の45パーセントを基本としています。多額の投資に対応するため、企業債充当率は高めに設定しております。

こういった条件の下、74 ページに財政収支試算を定めております。下に記載の収益的収支、いわゆる水道水を作るための予算というのが①、資本的収支、水道施設を作るための予算というのが②、あと資金収支と企業債残高、それぞれの10年間における試算を行っています。

特徴的な部分のみ、説明をさせていただきます。

①収益的収支の純損益の項ですが、令和14年度には純損失、いわゆる支出が収入を上回る赤字となる見通しとなっております。また③資金収支ですが、資金残高は、令和10年度以降25億円を下回る見込みとなっております。水道事業を運営するうえで、最低限、手持ちの資金として25億円が必要となるため、それを下回る場合は、施設更新を凍結し支出を減らす、あるいは料金改定などにより収入を増やすなどの方策が必要となってまいります。続いて④企業債残高です。期間中は残高が増加し、令和14年度には600億円を超過する見通しとなっております。

75 ページ、下のページをご覧ください。5の給水収益と企業債残高の推移です。

令和7年1月の料金改定により、給水収益に対する企業債残高の割合は311パーセントへと下方に転じる見込みですが、その後、またじわじわと上昇し、令和16年度には400パーセントを超過する見通しとなっております。

この数字の見方ですが、令和6年度のところを見ていただきますと379パーセントとなっております。これはどう見るかということ、1年間の給水収益、いわゆる収入

の3.79倍の借金があると、そういうふうに見ていただくと分かりやすいかと思えます。参考までに、その次のページに令和4年度決算値での政令市比較を掲載しています。本市は、高い方から見て5番目に位置しているといった状況でございます。

77ページをご覧ください。7に財政上の課題をまとめてあります。

まず(1)資金の確保ですが、主たる収入である給水収益は、人口減少や節水器具の普及などの影響により減少する一方、水づくりに必要な維持管理費等の費用は増加傾向にあるため、十分な純利益を確保できなくなります。その結果、令和10年度においては通常支払いに最低限必要な残高25億円を下回るという厳しい見通しとなっています。安全でおいしい水道水を安定供給し続けるため、より一層の業務の効率化、経費削減に努めるとともに、財源確保策についても検討していくこととします。

次のページ、78ページをご覧ください。

(2)企業債借入残高の管理については、投資計画に沿った施設の更新を確実に実施するためには、多額の建設改良費等の費用が必要となります。企業債を活用することで投資財源の一部を確保する計画としていますが、更新需要の増加に伴い、企業債残高は増加が進みます。今後も、給水収益と企業債残高のバランスに留意し、借入残高を管理していきたいと考えています。

最後、79ページには、第6章として「進捗管理」を掲載しています。

いわゆるPDCAサイクルで評価を行って、次年度以降の事業推進につなげていきたいと考えています。

以上、走り走りで長くなりましたが、新潟市水道事業経営計画の説明を終わります。

続きまして、計画整備課長から、「水道施設整備計画(投資計画)の概要」について、引き続き説明をさせていただきます。

(計画整備課長)

計画整備課の小戸田です。お配りしました水道施設整備計画の概要について、私から説明させていただきます。右下にページ番号がふられておりますので、そのページ順にご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。初めに1.基本方針についてです。

水道施設整備の基本方針は、「強靱な水道施設の構築」です。令和2年に策定した「新潟市水道施設整備長期構想2020」で示した、将来の施設統廃合を踏まえ、投資の最適化を図るものです。また、老朽化した施設の更新に合わせて、災害対策や施設規模の適正化を推進し、平常時はもとより、自然災害が発生した場合においても、安心・安全な水の安定供給を継続できる水道を目指していくこととしています。

3ページをご覧ください。2.具体的な取り組みについて説明します。

はじめに(1)浄配水施設の整備についてです。浄配水施設というのは、浄水場であるとか配水場のことをいいます。

一つ目に、「独自の更新周期に基づく効率的な更新」です。アセットマネジメント

で設定した更新周期を基に、浄配水施設の計画的な更新に取り組んでいきます。

二つ目に、「強靱化の推進」です。浄配水施設の更新に合わせて、施設の耐震補強と停電対策に取り組みます。この停電対策では、非常用発電設備で72時間以上の運転が継続できるよう、整備を行っていきます。

三つ目に、「浄配水施設の統廃合」です。人口減少や節水器具の普及などによる水需要の減少や、施設の老朽度に応じて、浄配水施設の統廃合を実施するものです。

次期マスタープラン期間中では、令和10年度に西蒲区にごぞいます岩室配水場を、令和15年度には秋葉区にごぞいます松ヶ丘配水場を廃止する計画です。二つの配水場とも、水需要の減少により施設規模が過大となることで、水質への影響や老朽化による補修や更新費用などを踏まえ、配水場を廃止して、経費節減を図るものです。

4ページをご覧ください。具体的な取り組みのうち、(2)管路施設の整備についてです。

一つ目に、「基幹管路の優先的耐震化」です。昨年1月に発生した能登半島地震では、本市の基幹管路に被害はなく、広域的な断水はありませんでした。引き続き、地震などの災害時の漏水による影響の大きい基幹管路の、優先的耐震化に取り組むものです。基幹管路とは、下の注釈にもありますが、比較的口径が大きい重要管路をいいます。

二つ目に、「老朽配水支管の更新におけるダウンサイジング」です。老朽化した配水支管の更新にあたっては、水需要の減少に応じて、配水管の口径をダウンサイジング、これは現状よりも小さな口径にすることを言いますが、水が管内に滞留する時間の適正化と工事費の経費削減に取り組んでいきます。配水支管についても注釈がありますが、各ご家庭向けに供給するサービス管のことを配水支管と呼んでいます。

最後三つ目に、「重要施設向け配水管の耐震化」です。災害対応拠点となる行政機関や救急医療機関向けの配水管を、優先的に引き続いて耐震化していきます。また、国が推進する「上下水道管路の一体的耐震化」に向けて、対象施設を適宜見直していきます。この「上下水道管路の一体的耐震化」は、昨年1月の能登半島地震を踏まえ、上水道と下水道の両方が同時に機能することの重要性から、上水道、下水道、それぞれの急所となる施設の耐震化のほか、共通の重要施設を設定し、上下水道管路の耐震化を進めなさいという国の指導によるものでございます。

続いて5ページをご覧ください。3.重点指標です。強靱な水道施設の構築を目指すための重点指標として、次のマスタープランでは、「浄水施設の耐震化率」と「基幹管路の耐震管率」を重点指標として決めました。

浄水施設の耐震化率は、耐震化済みの浄水施設能力の全浄水施設能力に対する割合をいいます。令和6年度末42.9パーセントから、10年後の令和16年度末には79.3パーセントと、36.4ポイントの上昇を見込んでいます。

下の基幹管路の耐震管率は、基幹管路のうち、耐震性のある材質の継手により構成された管路延長の総延長に対する割合をいいます。令和6年度末53.5パーセント

	<p>から、令和 16 年度末には 60.9 パーセントと、10 年間で 7.4 ポイントの上昇を見込んでいます。基幹管路の耐震管率の上昇幅が低い理由は、大口径の更新は、工事費は多額ですが、更新延長が少ないため指標が上がりにくいということによります。</p> <p>次に 6 ページをご覧ください。4. 主要事業です。</p> <p>はじめに、浄配水施設の整備事業では、10 年間で約 284 億円の事業費により、更新周期を超過した老朽化施設を更新し、併せて耐震化などの災害対策を施設ごとに集中的に推進していく計画です。令和 7 年度から竹尾配水場と巻浄水場の施設整備をスタートし、10 年間で 7 事業と、小規模な個別整備を予定しています。</p> <p>7 ページをご覧ください。続いて、主要事業の内、今度は管路事業になります。</p> <p>左側の基幹管路整備更新事業では、10 年間で総額約 310 億円の事業費を見込んでいます。内訳は表のとおりです。更新周期を超過した基幹管路の更新事業として、総延長 21.9 キロメートルを約 241 億円の事業費で、また、将来の施設統廃合に係る基幹管路の整備事業では、総延長 4.6 キロメートルを約 69 億円の事業費で更新・整備する計画です。</p> <p>右側の配水支管整備更新事業では、10 年間で総額約 390 億円の事業費を見込んでおります。内訳は表のとおり、更新周期を超過した老朽配水支管の更新として、総延長 61.3 キロメートルを約 225 億円の事業費で、また、重要施設向け配水管の耐震化の取り組みとして、総延長 8.2 キロメートルを約 30 億円の事業費で行う計画です。他事業関連他につきましては、これは下水道工事や道路改良工事など、他の事業者の工事で支障となる配水管の移設工事をいいます。過去の実績などから、10 年間で約 135 億円を見込んでいます。</p> <p>最後のページをご覧ください。最終ページは、次期マスタープラン期間中に計画する水道施設整備の概要と位置を示すものです。後ほどご覧いただければと思います。</p> <p>以上で、次期マスタープラン 2034 の 10 年間で計画する水道施設整備の概要について、説明させていただきました。よろしくお願いいたします。</p>
(佐伯会長)	<p>ありがとうございました。ただ今のご説明について、ご意見、ご質問などありましたらお願いします。</p>
(内山委員)	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>整備計画のところで、一番後ろのページで、長戸呂幹線ですか、右上のほうのところで、黒い点々となっているところがあるのですけれども、これは新しくこれから作るというイメージなのでしょうか。</p>
(管路第 1 課長)	<p>管路第 1 課、中山です。補足説明させていただきます。</p> <p>この長戸呂幹線の黒い点々（点線）のところは、今現在、河川の堤防に入っている基幹管路です。この管路は更新対象路線ではありますが河川管理者との協議での</p>

	<p>結果、入れ替えが非常に難しい状況となっています。そこで新井郷川分水路の堤防に入っている管を廃止して、右側の競馬場のほうから引き直すという工事を行います。</p> <p>改めて、この黒い点周辺のお客さま対応のため、配水支管で少し路線を変えて、一般市道に入れ替える計画を立てております。</p>
(内山委員)	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
(佐伯会長)	<p>ほかに。</p>
(唐橋委員)	<p>マスタープランの中で、水の安全のところに記載があったのかもしれないのですが、探せなかったのですけれども、最近、有機フッ素化合物の健康被害ということがけっこう報道されたりとか、規制も強化されていくような方向なのかと思いますが、そちらに対する対応ということも必要になってくるのでしょうか。</p>
(技術部長)	<p>お客様の関心の高い有機フッ素化合物につきましては、本市では、令和2年度から測定を始めております。この有機フッ素化合物につきましては、分析はかなり難しく、高性能の分析機を必要としております。なかなか分析のノウハウも難しいものがありますが、本市では、国や事業体で検討する分析方法の研究会にも職員を出してございまして、分析のノウハウやスキルも習得させておりますので、モニタリングにつきましては、政令市の中でもしっかりやっている部分に入るのではないかと考えております。</p>
(唐橋委員)	<p>やっておられるのであれば、何か記載があってもいいかなと思います。</p>
(技術部長)	<p>なるほど。ありがとうございました。</p>
(佐伯会長)	<p>ほかにありませんか。</p>
(技術部長)	<p>技術部長の川瀬です。少し補足させてください。</p> <p>今ほどのご質問ですが、本編のほうには記述はないのですが、実施計画のほうで記述がございましたので、いただいたアドバイスも参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。</p>
(小倉委員)	<p>マスタープランの74ページのところや、77ページにもあるのですけれども、資金残高が令和10年度末には25億円を下回る見通しということで、料金改定をしたけれどもまた、間もなく資金が25億円を下回る見通しであるということだと、また更に料金改定を検討しなければいけないというようなことを、広報等でお客さまにも</p>

	分かるようにお知らせをしてもらいたいと思いました。ぎりぎりでも大きく料金 が上がるということがないように、早くからお知らせをもらいたいと思いました。
(経営管理課長)	ご意見ありがとうございました。委員のおっしゃるとおりで、この前の料金改定 は、急な悪化ということもあって、なかなか周知不足というのは否めないという ところはあるのですけれども、今後については、ある程度一定計画、こういうふう に出ているものもありますので、しっかり検討経過についても、市民に分かるよう な形で検討していきたいと。これは今、とりあえず機械的に出している数字なので、 このままいくと、ということなのですけれども、当然、水道局としても、経費削減 ですとかさまざま、先ほど統廃合という話もありましたけれども、取り組んでま いりますので、周知不足というようなご意見を頂戴しないように取り組んでいき たいと思っています。
(小倉委員)	ありがとうございます。
(佐伯会長)	関連してですけれども、広報紙にはどの程度、マスタープランというのは説明が されるのですか。
(経営管理課長)	今度4月号、5月号が出ますけれども、まだそこには財政見通し上の具体的な数 字は出てきていません。マスタープランは当然重要な水道事業の計画ですので、ど こかしらでは広報したいとは思っています。
(佐伯会長)	やはり重要な計画ですし、長期的にどうなっていくのかということも周知して、 言い方はあれかもしれませんが、覚悟していただくみたいなどころも必要なの かなという気がするので、十分な周知をぜひお願いしたいと思っています。
(経営管理課長)	ありがとうございます。
(佐伯会長)	ほかにいかがですか。
(内山委員)	マスタープランの28ページの目標設定のところ、健全のところ、健全のところ が料金回収率を重点指標にしていて、令和5年が101.31パーセント、100パー セントを超えているのがなぜかということと、水道料金は、そうするとすべて 回収できている、回収できないということはないというように読み取れるので すけれども、その認識で間違いないですか。
(経営管理課長)	ありがとうございます。令和5年度に使った令和5年度決算、当初は赤字見込み だったのですけれども、最終的に黒字だったということで、そういうこともあ って

	<p>101. 31 パーセントということになっております。</p> <p>令和 11 年度、令和 16 年度については、基本的には数字上は均衡、要は赤字にならないという目標を定めているということです。</p>
(内山委員)	<p>赤字にならないということですね。給水にかかる費用に対する給水収益。なるほど。赤字にはならないということなのですね。分かりました。ありがとうございます。料金回収率という指標だったので、タイトルと中身が、私のほうで認識が違っていました。ありがとうございます。</p>
(佐伯会長)	<p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>もう一つお聞きしたいのですが、77 ページで財源の課題の中で、最後の方ですが、一層の業務の効率化とか経費削減というお話が出ていましたので、いろいろ多分やられるのでしょうかけれども、何かこう、目玉で「これ」というものがもしあればご紹介いただければと思います。</p>
(経営管理課長)	<p>先ほど説明にもありましたけれども、当然、施設の統廃合とかを行いますと維持管理経費の削減となります。具体的に目玉みたいな形であげているものはありませんけれども、いろいろと今、局内でも経費節減に向けた取り組みを進めている部分もあります。そういったものを積み重ねることで、ということ考えています。</p>
(佐伯会長)	<p>分かりました。ありがとうございました。</p>
(斎藤委員)	<p>重点指標の「持続」の項目の中で、目標達成に向けた施策の一つに「人材の確保」が掲げられており、そのためには賃上げも、今後欠かせない要素になっていくのかなと思うのですが、水道局の給与というのは市役所の給与体系に連動するのか、あるいは独自に定められるのか、賃上げに向けた何か見通し等がありましたらお聞かせいただければと思います。</p>
(総務部長)	<p>ありがとうございます。総務部長の小柴です。</p> <p>私どもの給与は、確かに公務員でございますが、水道局の場合、人事委員会勧告の拘束を受けません。ですので、独自に給与を定めることができます。ただ、一般市民の皆様の市民感情ですとかそういったことを考慮いたしますと、市と給与を別にする理由というのが特にないわけでございます。そういった意味で、私ども労働組合と交渉の上、賃金水準を決定するものではあるのですが、基本的に、新潟市職員の給与の水準をそのまま同じものを、水道局職員の給与として労働組合に提案させていただいて、妥結をいただいているという状況でございます。現状の運用としては、全く市と一緒にということでございます。</p>

(齋藤委員)	ありがとうございます。
(佐伯会長)	ほかにいかがですか。よろしいでしょうか。 なければ、大体予定している時間になっている感じですので、事務局にお返ししたいと思います。
(事務局)	皆様、長時間にわたりありがとうございました。これにて、令和6年度第3回新潟市水道事業経営審議会を閉会いたします。 本日はありがとうございました。